

議第30号

京都市職員の公務災害等に係る休業補償等の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

京都市職員の公務災害等に係る休業補償等の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成23年 2月22日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市職員の公務災害等に係る休業補償等の特例に関する条例の一部を改正する条例

京都市職員の公務災害等に係る休業補償等の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第2条第1項に規定する職員」を「第2条第1項第1号に掲げる者」に改める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

提案理由

地方独立行政法人京都市立病院機構の設立に伴い、当該法人の役員等について公務上の災害等に対する休業補償等の特例を適用しないこととする必要があるので提案する。